葬祭組合告示第１号

令和８年２月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年１月２６日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管　理　者　　西　田　三十五

１．日　　時　　令和８年２月１７日（火）午後３時００分

２．場　　所　　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（２階）

令和８年２月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和８年２月１７日（火曜日）午後３時００分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　会議室（２階）

○出席議員（７名）

１番	木　崎　俊　行	佐倉市議会選出
２番	鍋　田　達　子	佐倉市議会選出
３番	平　野　裕　子（議　長）	佐倉市議会選出
４番	宮　城　壮　一	四街道市議会選出
５番	坂　本　弘　毅	四街道市議会選出
７番	小　坂　和　也	酒々井町議会選出
８番	髙　﨑　長　雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（１名）

６番	石　山　健　作	四街道市議会選出

○執行部

管　理　者	西　田　三十五	佐倉市長
副管理者	鈴　木　陽　介	四街道市長
副管理者	金　塚　　学	酒々井町長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	織　田　勝　広
事務局次長	山　田　伸　行
施設整備班班長	相　京　夕起夫
業務運営班班長	伊　藤　正　大
総務班班長	河　内　　暁
会計管理者	赤　津　武　彦　　酒々井町会計管理者

○議会事務局出席職員

事務局主査補　　中　村　　忍

○連絡員

業務運営班主査　　馬　場　樹　里

総務班主事　　湯　浅　翔　太

○会期

令和８年２月１７日（火曜日）　１日

○議事日程

令和８年２月１７日（火曜日）午後３時００分開議

日程第１　　諸般の報告

日程第２　　会議録署名議員の指名

日程第３　　会期の決定

日程第４　　議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第１号　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２号　令和７年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第１号）

議案第３号　令和８年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後３時１１分　開会

○**議長（平野裕子）**　ただいまの出席議員は７名であります。よって、令和８年２月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。

これより定例会を開会いたします。

◎諸般の報告

○**議長（平野裕子）**　日程第１、諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○**議長（平野裕子）**　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号２番、鍋田達子議員及び議席番号４番、宮城壮一議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○**議長（平野裕子）**　日程第３、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第５条第１項の規定により、本日１日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（平野裕子）**　異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎議案の上程

○**議長（平野裕子）**　日程第４、議案の上程を行います。本日の議案は３件でございます。

なお、本定例会における説明、答弁等は、着座にてお願いいたします。

それでは、上程されている議案について、管理者に提案理由の説明を求めます。

○**管理者（西田三十五）**　議長。

○**議長（平野裕子）**　西田管理者。

○**管理者（西田三十五）**　着座にて失礼いたします。

改めまして、管理者の西田三十五でございます。

本日ここに令和８年２月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、本会議が成立したことに心から御礼申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案３件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四

街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給、通勤手当及び期末・勤勉手当を引き上げようとするものでございます。

議案第２号は、令和７年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第１号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,004万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ３億2,876万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容について申し上げます。歳入につきましては、財産収入及び前年度繰越金、そして残骨灰の売渡しによる諸収入を増額するものでございます。

歳出につきましては、給与改定等に伴う人件費の増額、施設の修繕料の増額、委託料等の契約差金を減額、残骨灰の売渡しによる施設整備基金への積立金を増額するものでございます。

議案第３号は、令和８年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。令和８年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ３億7,902万3,000円でありまして、対前年度比7,029万8,000円の増額となっております。

主な内容について申し上げます。歳入の主な内容といたしまして、１款構成市町からの負担金として２億1,076万9,000円、２款使用料及び手数料は8,391万2,000円、４款繰入金は3,128万1,000円、６款諸収入は残骨灰の売渡収入などにより1,866万6,000円、７款組合債は事業費に充てるため2,910万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、２款総務費につきまして、一般職職員の人件費及び一般管理費で１億1,818万5,000円を計上しております。３款事業費関係につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費で２億3,969万4,000円を計上しております。４款諸支出金は残骨灰の売渡収入など、施設整備基金への積立金として1,856万1,000円を計上しております。

以上、概要につきまして申し上げました。

細部につきましては、事務局より説明をさせていただきますが、何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野裕子）　続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　事務局長の織田でございます。議案の補足説明をさせていただきます。一部管理者と重複いたしますが、ご容赦ください。

議案第１号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案第１号資料を御覧ください。お手元の資料につきましては、赤いインデックスの資料第１号を御覧いただきたいと思います。制定理由は、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給、通勤手当及び期末・勤勉手当を引き上げようとするものです。制定内容につきましては、（１）、給料表の引上げ改定、（２）通勤手当の引上げ改定、（３）、期末手当及び勤勉手当の引上げ改定、（４）、文言の整理を行うものです。

施行期日につきましては、（１）と（２）は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものです。（３）は公布の日から施行し、令和７年12月１日から適用するものです。（４）は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第２号は、令和７年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第１号）でございます。お手元の資料は、青いインデックス、議案第２号になります。

補正予算書の１ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,004万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ３億2,876万6,000円とするものです。また、債務負担行為の追加をしようとするものです。

補正予算の詳細につきましては、議案第２号資料を御覧ください。お手元の資料につきましては、赤いインデックスの資料第２号を御覧ください。

歳入の補正でございます。３款財産収入につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利子の上昇により16万5,000円を増額するものです。

５款繰越金につきましては、前年度決算による繰越金が確定していることから、予算との差額680万円を増額するものです。

６款諸収入、２節残骨灰売渡し事業の収入につきましては、入札において１件当たりの単価が当初の見積額を上回っていることなどから、1,307万6,000円を増額するものです。

次に、（２）、歳出の補正でございます。２款総務費につきましては、全体で397万円を増額するものです。人件費に関するもので、人事委員会勧告及び人事異動に伴う給料の引上げ等を反映して489万3,000円を増額し、機械器具費の契約差金等で92万3,000円を減額するものです。

３款事業費につきましては、全体で95万3,000円を減額するものです。内訳といたしまして、10節需用費89万2,000円の増額につきましては、待合室と遺族控室に会葬者用のお茶を用意しておりましたが、運用を見直して廃止にしたため、湯茶購入費の９万8,000円を減額するものです。また、建物正面にキャノピーというひさし状の構造物がございますが、降雨時に雨漏りが発生し、足元が滑りやすくなることから、急遽修理のための修繕料として99万円を増額するものでございます。

11節役務費１万6,000円の減額につきましては、式場の遺族控室で使用しております座布団のクリーニングを廃止したことに伴い減額するものでございます。

12節委託料183万円の減額につきましては、７つの事業の契約差金として255万6,000円の減額と斎場予約システムについて墓地埋葬等に関する法律の改正に伴い、予約情報画面及び帳票等の改修を行うため、予約システム改修業務委託として72万6,000円を新たに計上するものです。

18節負担金補助及び交付金につきましては、斎場業務で清掃スタッフの方々と連絡を取るためのツールとして使用しております業務用簡易無線機の電波利用料に係ります無線局包括再登録申請手数料の改定に伴い、1,000円を増額するものです。

４款諸支出金1,702万4,000円につきましては、財源調整のため財政調整基金への積立金及び利子として391万9,000円を増額し、施設整備基金への積立金及び利子として1,310万5,000円を増額するものです。

再び、予算書にお戻りいただきまして、４ページを御覧ください。債務負担行為の追加といたしまして、令和８年度の年度の当初から委託事業等の円滑な実施のため、標記10件の事業について本年度中に入札等の契約事務を行うため債務負担行為の設定をするものです。下段の２つの事業につきましては、新規の事業となります。

下から２段目、総合管理計画策定業務委託料につきましては、今後、施設の適正な維持管理を行っていく上で総合管理計画、長寿命化計画、施設個別計画の策定が急務であることから委託するものです。

一番下の照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ委託料につきましては、施設の照明器具等のＬＥＤ化事業として３か年に分けて実施する計画ですが、令和８年度の第１次工事については、生産の廃止がアナウンスされているコンパクト型蛍光灯とさくら斎場進入路の外灯を中心に行うものでございます。

次に、議案第３号は、令和８年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。予算書１ページを御覧ください。お手元の資料につきましては、青いインデックス議案第３号の１ページを御覧いただきたいと思います。令和８年度の予算総額については、歳入歳出それぞれ３億7,902万3,000円と定めるものでございます。

予算書６ページ、７ページを御覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の合計の行で、前年度当初予算と比較いたしますと、歳入歳出ともに7,029万8,000円の増額となっております。

次に、８ページを御覧ください。歳入でございます。１款分担金及び負担金２億1,076万9,000円につきましては、構成市町からの管理運営費負担金で、前年度比350万円の増額となっております。

予算書、最終ページになりますが、30ページの令和８年度市町負担金算出基礎を御覧ください。また、議案第３号資料、お手元の資料につきましては、赤いインデックスの資料第３号、こちらには令和４年度から８年度までの負担金推移表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。市町負担金は、自治体割、人口割、それと火葬と式場の利用件数により算出しております。内訳につきましては、表の一番下の合計欄を御覧ください。佐倉市が１億1,425万7,000円で負担割合は54.21％、四街道市が7,489万6,000円で負担割合は35.53％、酒々井町が2,161万6,000円で負担割合は10.26％となります。

予算書８ページにお戻りください。２款使用料及び手数料、１項使用料8,388万6,000円につきましては、火葬、待合室、霊安室、式場の使用料で前年度と比較して67万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、組合内の火葬、霊安室、式場等の利用件数の増加によるものでございます。

９ページの２項手数料２万6,000円につきましては、分骨などの各種証明手数料等で前年度と比較して5,000円の減額でございます。減額の要因は、各種証明手数料の減によるものです。

３款財産収入29万5,000円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利子でございます。前年度と比較して28万5,000円の増額でございます。増額の要因は、預金利子の上昇によるものです。

４款繰入金3,128万1,000円につきましては、財源調整として財政調整基金から繰り入れて対応するものでございます。増額の要因は、２款総務費で人件費が増額となったこと。また、３款事業費では委託費及び工事請負費の増額によるものです。

次に、10ページを御覧ください。５款繰越金については、前年度と同額の500万円を計上しております。

６款諸収入、１項預金利子1,000円につきましては、一般会計の預金利子でございます。

２項雑入1,866万5,000円につきましては、前年度と比較して546万5,000円を増額しています。

１節雑入39万9,000円は、売店電気使用料、職員駐車場使用料などでございます。

２節残骨灰売渡収入1,826万6,000円につきましては、火葬件数が増加の見込みであること、また有価物の単価の上昇を見込んでいることから増額しております。

なお、この収入分につきましては、後ほど歳出の諸支出金の基金積立金の中でも説明いたしますが、残骨灰の売渡収入は今後の斎場施設の整備費用として施設整備基金に全額積み立てることとし、収支としてはプラスマイナスゼロ円となります。

次に、11ページを御覧ください。７款組合債は、照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業債として見込額の2,910万円を計上しております。こちらの事業については、交付税措置がある脱炭素化推進事業債を活用するものでございます。脱炭素化推進事業債は、昨年12月26日に令和12年までの延伸が閣議決定されたものでございます。照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ委託料（第１次）の事業費は3,239万円であり、脱炭素化事業債の充当率、こちらは90％であることから2,910万円となるものでございます。

次に、12ページを御覧ください。歳出となります。１款議会費58万3,000円につきましては、組合議員８名分の報酬、旅費等の議会運営経費を計上しております。前年度と比較して１万4,000円増額しています。増額の要因は、12節委託料の会議録データ作成委託料におきまして、時間当たりの単価が上がったことによるものでございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億1,809万9,000円につきましては、前年度と比較して33万6,000円の減額でございます。減額の主な要因は、経常経費の給料や職員手当等の人件費で359万6,000円の増額となっていますが、令和７年度は臨時経費でパソコン購入事業として393万2,000円を計上していたことから、その分減額となっております。

それでは、１目一般管理費の主なものをご説明いたします。１節報酬320万9,000円は、情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員各３名分と会計年度任用職員３名分の報酬でございます。

２節給料5,493万円、３節職員手当等3,693万4,000円及び４節共済費1,891万円は特別職３名及び職員13名分の人件費でございます。職員13名のうち再任用職員は３名で、今年度と変わりはございません。

13ページを御覧ください。８節旅費４万円につきましては、各委員、職員等の費用弁償や出張時の旅費でございます。

９節交際費６万円につきましては、管理者の交際費でございます。

10節需用費70万3,000円につきましては、事務用に係る消耗品及び公用車に要する経費が主なものでございます。

11節役務費85万4,000円につきましては、通信運搬費のほか、14ページに移りまして、手数料、保険料でございます。

12節委託料240万7,000円につきましては、複写機の保守、財務会計システムに係る委託料でございます。

13節使用料及び賃借料１万円につきましては、給与計算システムの賃借料でございます。

18節負担金補助及び交付金３万7,000円につきましては、職員の研修負担金のほか、各種団体に対する負担金でございます。

26節公課費5,000円につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税でございます。

次に、15ページを御覧ください。２項監査委員費、１目監査委員費８万6,000円につきましては、監査委員２名分の報酬及び旅費でございます。

３款事業費、１項運営費、１目運営費２億3,969万4,000円につきましては、前年度と比較して6,480万2,000円の増額となります。増額の主な要因は、委託費に係る人件費の増額のほか、２つの新規事業を計上したこと、また、工事請負費においては火葬炉設備改修工事が増額となるほか、２つの新規事業を計上したことによるものでございます。

それでは、１目運営費の主なものをご説明いたします。10節需用費4,847万1,000円につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料でございます。前年度と比較して225万円の減額でございます。そ

の主な要因といたしましては、光熱水費のガス料について、年間使用量の積算根拠の見直しや基本料金等の減額を見込んだことによるものでございます。

11節役務費23万4,000円につきましては、水道法に基づく受水槽の水質検査手数料や建物等の保険料でございます。前年度と比較して３万5,000円の減額でございます。減額の要因は、座布団のクリーニング代や電柱に掲げた案内板の広告料を見直したことによるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。12節委託料１億4,985万9,000円につきましては、ＥＳＣＯサービス委託のほか、斎場施設の運営及び維持管理に係る各種委託料を計上しております。前年度と比較して4,278万6,000円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、委託に係る人件費の増額のほか、２つの新規事業を計上したことによるものでございます。新規事業につきましては、右側、説明欄の下段に記載しておりますが、１つは、総合管理計画策定業務委託料として1,100万円を計上したこと、もう一つは照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ委託料として3,239万円を計上したことによるものでございます。

13節使用料及び賃借料11万円につきましては、ＮＨＫ放送受信料とケーブルテレビ受信料でございます。前年度と比較して6,000円の減額となっております。減額の要因は、ＮＨＫ放送受信料について地上波契約を行っている施設内のテレビの台数を見直し、６台から５台に削減したことによるものです。

14節工事請負費4,091万8,000円は、前年度と比較して2,441万8,000円の増額となっております。増額の要因といたしましては、火葬炉設備改修工事に係るものとして例年実施しております火葬台車ブロック等の定期改修のほかに、特別改修として火葬炉監視及び制御システムの更新等が含まれることから2,090万3,000円の増となります。

また、17ページに移りまして、工事請負費の説明欄を御覧ください。ガス漏れ、火災警報装置改修工事として200万円を計上しております。こちらの内容につきましては、耐用年数が経過したガス漏れ警報器６台と警報ユニット及び指示ユニットの更新でございます。

次に、自動ドア点検口カバー改修工事として151万5,000円を計上しております。内容につきましては、告別室及び収骨室の扉の上部に自動ドアの駆動装置が収納されておりまして、そちらを覆う点検口カバーにつきましては大理石で作られており、その重さが原因で固定金具が変形し、利用者や点検作業者の安全性が懸念されることから、軽い材質のものに改修するものでございます。これらの事業を当初予算に計上したことによりまして、増額となるものでございます。

17節備品購入費10万円につきましては、待合室の清掃で使用する掃除機４台分の購入費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金2,000円につきましては、業務用簡易無線機５台の電波利用料でございます。

４款諸支出金1,856万1,000円につきましては、財政調整基金への積立金として利子分の23万円と施設整備基金への積立金として残骨灰売渡収入とその利子分の1,833万1,000円を積み立てるものでございます。

５款予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

予算の内容につきましては以上でございますが、予算書の18ページから27ページまでは当初予算に係る給与費明細書、28ページについては債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書、29ページについては地方債に係る起債見込額等に関する調書、30ページについては先ほどご説明させていただきましたが、構成市町からの負担金を算出する基礎に関する表でございます。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

◎質疑、討論、採決

○**議長（平野裕子）**　これより１議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しましては、再質問は２回までとさせていただきます。

それでは、議案第１号　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第１号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（平野裕子）**　ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（平野裕子）**　討論はなしと認めます。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**議長（平野裕子）**　挙手全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２号　令和７年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第２号について質疑はございませんか。

１番、木崎議員。

○**１番（木崎俊行）**　木崎です。よろしくお願いします。いただきました議案第２号の資料の中で、３款11節役務費、手数料（クリーニング代）、これを職員の方が行うことによって減額というふうになっているのですけれども、職員の方々、背広を着ている方々が洗濯をする姿というのはあまり思い浮かべることができなくて、実際にはどなたがいつやるという形になるのかお答えください。

○**事務局長（織田勝広）**　議長。

○**議長（平野裕子）**　事務局長。

○**事務局長（織田勝広）**　私も時間があればやりたいと思っておりますが、職員が誰がということではないのですけれども、気がついて汚れているというとき回収して、対応する職員がという形になると思います。

○**議長（平野裕子）**　木崎議員。

○**１番（木崎俊行）**　同じ内容のところなのですけれども、座布団のカバーの予備を、10枚座布団があったら10枚カバーの予備を持っていれば、かなり余裕を持った作業ができるのかなと思います。そして、この作業をやるために友引の日などに出勤してやるということはなくて済むものでしょうか。

○**事務局長（織田勝広）**　議長。

○**議長（平野裕子）**　事務局長。

○**事務局長（織田勝広）**　ええ、議員仰せのとおり、スペアがございますので、時間が空いているときに、

今おっしゃったように、友引ですとか、時間空いているときに行うものでございます。

○１番（木崎俊行）　はい。

○議長（平野裕子）　ほかに質疑はございませんか。

２番、鍋田議員。

○２番（鍋田達子）　議席２番、鍋田達子です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第２号についてなのですが、４ページの債務負担行為の中でエレベーター保守点検委託料というのがございます。このさくら斎場のエレベーターの保守契約について質問いたします。現在どのような契約をしていらっしゃるのか。保守の対象となる設備は、エレベーター以外にも対象にしているのかお尋ねします。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　お答えいたします。

まず、さくら斎場ではエレベーターを２基設置しております。現在の保守点検業者につきましては、エレベーターの設置業者であります東芝エレベータ株式会社、こちらと令和７年４月から１年契約で契約をしております。締結しております。保守対象の設備につきましては、エレベーターのみを対象としておりまして、こちらにつきましては法定性能検査も含めましたフルメンテナンスの契約をしております。

以上です。

○議長（平野裕子）　２番、鍋田議員。

○２番（鍋田達子）　分かりました。保守の対象となる設備、エレベーター以外の設備も含めてということで包括的な契約にしたり、メーカー系以外の事業者も選定等の対象とすることで経費の削減が見込めると考えますが、事務局のお考えをお聞かせください。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　お答えいたします。

設備の保守に係る契約につきましては、すぐにまとめることが可能な案件につきましては、包括的な契約を実施しておるところでございます。当施設のエレベーターにつきましては、まず、ご遺体の搬送に使用する重要な設備であること、施設の性格上、運用を長期間停止することができないため、事故や故障の際に迅速に修理、部品の調達が必要になること。ご高齢の方を含め、不特定多数のご利用者が24時間利用されるため緊急時の対応が必要であること。これらを考慮いたしまして、設置、整備に実績のあります業者との１者随契をしているところでございます。

○２番（鍋田達子）　議長。

○議長（平野裕子）　鍋田議員。

○２番（鍋田達子）　ありがとうございます。今のご答弁ありましたように、エレベーターは施設の性格上、大変慎重にメンテナンス業務を行うことが重要であり、また、求められるものだということを承知いたしました。その上で、独立系のメンテナンス会社でもメーカー系の事業者による保守管理にも劣らない柔軟な、迅速な対応を取ることができると承知しておりますので、今後ご検討いただきたいと思います。また、今は随意契約ということでございますが、今後検討していく中で契約形態に関しましても、

ぜひ検証していただきまして、一番大事なことは安全性の向上とコスト削減に資するような、この両立を目指していくということが大切だと思いますので、この辺を要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平野裕子）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子）　ないようですので、続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子）　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子）　挙手全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第３号　令和８年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算を議題といたします。

議案第３号について質疑はございませんか。

１番、木崎議員。

○１番（木崎俊行）　木崎です。よろしくお願いいたします。予算書の13ページ、９、交際費についてなのですけれども、この内容をお示しください。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　こちら９節交際費につきましては、管理者交際費となるものなのですが、こちらにつきましては内規で決めておりまして、例えば弔慰金ですとか、生花ですとか、そういったものに対して支出するものになります。

○議長（平野裕子）　木崎議員。

○１番（木崎俊行）　これ実際６万円で足りなくなってしまって自腹になっているということは今までないでしょうか。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　ええ、これまでございません。はい。

○議長（平野裕子）　木崎議員。

○１番（木崎俊行）　次に、14ページです。職員研修負担金というのがありますが、この葬祭組合での職員研修というものは、どのようなものなのかお伺いいたします。

○事務局長（織田勝広）　議長。

○議長（平野裕子）　事務局長。

○事務局長（織田勝広）　令和８年度に計上させていただきました職員研修負担金につきましては、こちら自治研修センター、千葉のほうで行っているものを活用させていただいたり、あとｅラーニング、パ

ソコンで受講するもの、こちらを計上しております。

以上です。

○議長（平野裕子）　よろしいでしょうか。

○１番（木崎俊行）　はい。

○議長（平野裕子）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子）　それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

○議長（平野裕子）　１番、木崎議員。

○１番（木崎俊行）　木崎です。討論といたしましては、今職員研修負担金についてお尋ねさせていただきましたが、葬儀場であるということに関する研修などを今後取り入れていただきたいというふうに討論をいたしまして終わります。

○議長（平野裕子）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子）　ほかに討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子）　挙手全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平野裕子）　以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和８年２月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後３時５２分　閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議　長　　平　　野　　裕　　子

議　員　　鍋　　田　　達　　子

議　員　　宮　　城　　壮　　一